

一般社団法人日本拳法競技連盟：スポーツ団体が「ハナンスコート」中央競技団体向け「遵守状況に関する自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	県連盟が未整備の県については、加盟団体である全自衛隊拳法連盟と連携を取り、その県で活動をしている自衛隊の部隊を中心として、県連盟を立ち上げるよう取り組み、47都道府県全てに県連盟の設立を目指す。	事業計画書
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営強化に関する人材の採用及び育生に関する計画を策定し公表すること	現状、加盟団体から人を出してもらっており、直接の雇用契約は無いが、ミッションに対して報酬を渡している。 (3)の内容通り年会費の値上げで、財務的に余裕を作り専務理事的な役割を担える人材を育てて行かなければならないと言う考えは有りますが、長らくボランティアの世界で活動が続いていたので、家族を支える就職先として日本拳法競技連盟と雇用契約を締結できるだけの財務力は未だありません。今の所は女性事務員をパート契約している状態です。人材は加盟団体からの推薦も受け、取り入れていきたいと考えている。	
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を確保し公表すること	現在、公的な補助金・助成金の申請方法の知識が無い為、そこからの収入は無いです。民間の助成金は申請しても認められていない状態です。 会費収入で運営をしているが、年会費の金額を改定する事は決まっていますが具体的な金額は今年度の理事会で決定します。	
4	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定すると共に、その達成に向けた具体的な方策を講じること	今年度より正会員として、各都道府県体育・スポーツ協会に加盟している都道府県連盟9団体から其々代表1名、計9名を増員しました。 また新たに各6地域ブロックから各1名、計6名が理事として任命され、職域団体からの理事、允許団体からの理事に地域連盟からも入った事により広く意見を聞きながら運営して行く。 上記の中に女性理事2名(内外部理事1名)が加わりましたが、割合はまだまだ低いです。地域連盟から加わった事で女性の候補者の推薦を貰いたいと思います。	組織・役職者名
5	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会置くNFにおいては、外部評議員及び女性票議員の目標割合を設定すると共に、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員会は置いていません。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に繁栄させるための具体的な方策を講じること	選手目線での意見を取り入れるためにアスリート委員会の設置を今年度中に理事会に於いて決定する。 アスリート委員会のメンバーの人選については、多くの意見を聞きどのようにするか、これから知識とアドバイスが必要。	
7	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	允許団体、職域連盟、地域連盟、審判団、女子部と外部から理事が選ばれている。特に今年度から地域ブロックを代表する形で6名の理事が加わり、17名の理事で運営している。	組織・役職者名
8	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事には初めて理事に就任する時の年齢制限を70歳と規定してします。 現状、継続して理事に就任する人はその限りでは有りません。	
9	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	今までは、不文律として役職により定年制を引いていましたが今年度の理事会で定年制を廃止し、原則として理事就任後、5期10年の期間を超えないようにするとしました。	
10	[原則2]適切な組織運営をするための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現状、役員候補者選考委員会はありません。 設置する場合の様な運営方法を取るか等も含めて検討課題とし、来年度中に役員候補者選考委員会を設置します。	
11	[原則3]組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(1)NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	加盟団体規程、倫理懲戒規程で対応していますが、他団体も参考にして必要な規程があれば整備します。	加盟団体規程 倫理・懲戒規程
12	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款及び各種規定を整備しています。 本年度中に全ての規定をHPに掲載します。	
13	[原則3]組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	業務分掌規程を作成しております。	業務分掌規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3]組織運営等に必要 な規程を整備すべきであ る。	(2)その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関す る規程を整備しているか	定款30条に役員は無報酬とする。と記載されており、その為に役員の報酬等に関する規 程は現状有りません。 旅費規程やその他の規定が有りますが、職員や役員がその職務を行う為に要する費用等 を支出する時の為に規定の整備を検討します。	旅費規程
15	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべきで ある。	(2)その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整 備しているか	定款第6章 資産(財産)及び会計 第39条～第44条に定めています。 他必要な規定が有れば整備します。	
16	[原則3]組織運営等に必要 な規程を整備すべきであ る。	(2)その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規 程を整備しているか	寄付金等取扱規程、加盟団体規程、会費規程、旅費規程等の規定を整備している。	寄付金等取扱規程
17	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべきで ある。	(3)代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手 の権利保護に関する規程を整備 すること	代表選手選出規程は未整備です。 国際大会への選手派遣については、競技連盟が主催する大会の成績を参考にして選出 する事を基本とした規程を理事会に於いて本年度中に整備する。	
18	[原則3]組織運営等に 必要な規程を整備すべきで ある。	(4)審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	審判団規約及び競技規則を整備している。	
19	[原則3]組織運営等に必要 な規程を整備すべきであ る。	(5)相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認する など、専門家に日常的に相談や 問い合わせをできる体制を確認 すること	ホームページに問合せ窓口を設置しており、案件に応じて弁護士等とも連絡を取れる体 制を取っている。	
20	[原則4]コンプライアンス委 員会を設置すべきである。	(1)コンプライアンス委員会を設 置し運営すること	現状、倫理懲戒規程は整備しており、その中で同様の機能を果たすと認識していたが、コ ンプライアンス委員会を今年度中に新たに設置し肉付けする。	
21	[原則4]コンプライアンス委 員会を設置すべきである。	(2)コンプライアンス委員会の構 成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置す ること	コンプライアンス委員会を設置する時は構成員に有識者を配置します。	
22	[原則5]コンプライアンス強 化のための教育を実施す べきである	(1)NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教 育をしているが、NF役員の教育は一部に留まっている。	
23	[原則5]コンプライアンス強 化のための教育を実施す べきである	(2)選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教 育をしている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	指導者講習会等で弁護士や大学教授を講師に迎え、指導者に対してコンプライアンス教育をしている。	
25	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	現在は財政上の事も有り顧問契約はしておらず、その都度相談しています。来年度中には日常的なサポートを受けられる体制を作ります。	
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	決算等は税理士が入り公正な会計原則を遵守しています。	
27	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の申請ノウハウを教授願ひ、法令・ガイドラインを遵守します。	
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	来年度以降は財務情報をHPにアップする予定。	
29	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会への参加は殆ど無い為、選考基準の規定はない。 審査項目17と同様の基準作りをする。	
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	HPに開示している。	
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	総会・理事会を通じて利益相反を適切に管理をしているが、利益相反規程を本年度中に策定しHPに公開し運営にあたる。	
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	本年度中に利益相反ポリシーを理事会で決定しHPに公開する。	
33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現状HPに問合せ窓口を設置しており、その中で処理できる程度でしたが新たに通報制度専用の窓口を設ける。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報窓口に来た案件については通報内容により適時、有識者に相談できる運用体制の構築をする。	
35	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理・懲戒規程をHPに公開しております。	
36	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・懲戒委員会で調査後に処分を決定する前に弁護士等に相談しています。	
37	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1)NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本連盟は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択しております。	
38	[原則11]選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2)スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	本連盟は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している内容をHPに公開していますが、処分対象者に対しては、改めて通知する事とします。	
39	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1)有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	有事の概念の共有をはかり、危機管理マニュアルを本年度中に策定します。	
40	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、重大な不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、重大な不祥事は発生していない。	
42	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程において、加盟団体との関係を適切に規定している。	
43	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現状、情報提供などは理事や委員に留まっているために加盟団体代表者ML等を本年度中に作成する。	